

控 訴 状

2013（平成25）年12月6日

大阪高等裁判所 御中

控 訴 人 戸 田 久 和（ひさよし） (印)

〒571-0048

大阪府門真市新橋町12-18-207

控 訴 人（原 告）

戸 田 久 和

電 話 06-6907-7727

FAX 06-6907-7730

〒605-0972

京都市東山区今熊野剣宮町4-7

被控訴人（被 告）

宮 井 将

請求控訴事件

訴訟物の価格 金 50万円

貼用印紙額 金 7500円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成25年（ワ）第7963号損害賠償請求事件について、同裁判所が2013（平成25）年11月29日言い渡した判決（同日正本送達）は一部不服であるので、下のとおり控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 被告は原告に対し、金6万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の負担として、その余は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

省 略

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
 - 2 被控訴人は控訴人に対し、56万5300万円及びこれに対する2010（平成22）年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は1，2審を通じて、被控訴人の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

控 訴 の 理 由

追って控訴理由書を提出する。